

## 再調査チームに関する細則

(平 27 細則 683・改称)

17 首都大総総第 1149 号  
制定 平成 18 年 1 月 1 日

### (目的)

**第 1 条** この細則は、東京都公立大学法人ハラスメント防止委員会規程（以下「防止委員会規程」という。）及び東京都公立大学法人ハラスメントの事案の解決に関する規程（以下「事案解決規程」という。）に基づき、防止委員会規程第11条に定める再調査チームに関する事項を定めるものとする。

(平27細則683・平31細則1397・一部改正)

### (任務)

**第 2 条** 再調査チームの任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 申立人から再調査の申立てがなされたセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワー・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）に関する事案について、事実関係を明らかにすること。
- (2) 調査チーム、申立人及び被申立人並びに必要なに応じて関係者から事情を聴取すること。
- (3) 再調査報告書を分会長に対して提出すること。
- (4) その他、当該事案の事実関係を明らかにするために必要なこと。

(平21細則170・平27細則683・平31細則1397・一部改正)

### (義務)

**第 3 条** 再調査チームは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公平、公正な立場で任務を行わなければならない。
- (2) 任務において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。これは調査が終了した後も同様である。
- (3) 申立人、被申立人及び関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう十分に配慮しなければならない。

(平21細則170・平27細則683・一部改正)

### (構成)

**第 4 条** 事案解決規程第 1 1 条第 1 項に定める再調査チームは、次の各号に掲げる構成員で構成される。

- (1) 分会委員の中から、分会長が指名する者 若干名
  - (2) ハラスメントの事案の解決に必要な見識を有すると認められる者（学外の専門家を含む。）の中から分会長が指名する者 若干名
- 2 分会長は、構成員の指名にあたっては、客観性、中立性及び公平性を確保するため、男女比に配慮するとともに、当事者の所属学部（都市教養学部は系）・部局の関係者ができるかぎり除外する。

- 3 構成員は、原則として複数の事案の再調査チームの構成員を兼ねることができない。
- 4 当事者は、1回に限り、再調査チームの構成員の忌避を分会長に申し立てることができる。分会長は、分会に諮り、申立てに正当な理由があると認めるときは、他の委員を調査チームの構成員として指名するものとする。
- 5 再調査チームは、必要に応じて専門家の助言を受けることができる。

(平21細則170・平26細則669・平27細則683・平31細則1397・一部改正)

#### (再調査チーム座長)

**第5条** 再調査チームに、再調査チーム座長を置き、構成員の互選により選出する。

- 2 再調査チーム座長は、再調査チームを招集し議長となる。

(平27細則683・一部改正)

#### (調査の手續)

**第6条** 再調査チームは、再調査の申立てに基づき、事実関係の公正な調査のため、調査チーム、申立人及び被申立人並びに必要なに応じて関係者から事情を聴取する。

- 2 前項の聴取にあたり、事情聴取を受ける者から付添人の申し出があった場合には、その氏名及び所属等を確認の上、一名の付添人の同席を認めることができる。

ただし、付添人は、事情聴取の際、座長の許可がなければ、発言することはできない。

- 3 再調査チームは、事情聴取内容を正確に報告するため、録音による記録をすることができる。この録音の記録は、事案が終了したときに速やかに抹消しなければならない。

なお、事情聴取は非公開であるため、再調査チーム以外の者は、録音による記録をすることができない。

- 4 再調査チームは、公正な調査を実施するため、法人の関係所属に対し、事実関係の調査を行うことができる。

- 5 再調査チームは、必要と認める場合には、申立人、被申立人及び関係者に対して、調査を著しく困難にするおそれのある行為の停止又は排除を命じることができる。

- 6 調査において、故意に虚偽の申立てや証言を行ったことが判明した者について、分会長は理事長又は学長若しくは校長（以下「学長等」という。）に対してその処分を勧告することができる。

- 7 再調査チームは、調査を進めるにあたって、次に定める事項に注意しなければならない。

(1) 調査に際して、申立人に圧力をかけたり、事実をもみ消しするような言動を行ってはならない。

(2) 調査に際して、被申立人が弁明を述べる機会を与えなければならない。

(3) 被申立人から、申し立てられた行為について申立人との間で同意があった旨の抗弁があった場合、同意の有無についての立証責任を申立人に負わせてはならない。

(平27細則683・一部改正)

#### (再調査の終了)

**第7条** 調査は、次の各号に該当する場合に終了するものとする。

- (1) 再調査チームの調査が完了し、再調査報告書を分会長に提出したとき。

- (2) 申立人が、再調査の申立てを取り下げたとき。
- (3) 再調査チームが、調査の継続が不可能と判断したとき。

(平27細則683・平31細則1397・一部改正)

**第8条** この細則に定めるもののほか、再調査チームに関し必要な事項は、防止委員会委員長が定めるものとする。

(平27細則683・一部改正)

**附 則** (17 首都大総総第 1149 号)

この細則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則** (21 公大首総人第 170 号)

この細則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 3 月 31 日 26 公大首総人第 669 号)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 29 日 27 公大首総人第 683 号)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 2 年 3 月 31 日 31 公大首総総第 1397 号)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。